

京 都 大 学 通 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 3 条 他の大学若しくは外国の大学の学生又は他の大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第 6 4 条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第 6 5 条 第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 1 0 条第 1 項及び第 3 項、第 1 1 条、第 1 2 条第 1 項ないし第 5 項及び第 7 項、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 8 条ないし第 2 6 条、第 2 8 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 2 9 条ないし第 3 4 条の規定は、学部の外国学生に準用する。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 6 3 条</p> <p>2～4</p> <p>第 6 3 条の 2 第 6 1 条、第 6 2 条並びに前条第 1 項及び第 4 項（特別聴講学生に限る。）の規定は、<u>国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第 6 1 条第 1 項、第 6 2 条第 1 項及び前条第 1 項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第 6 1 条第 1 項及び第 2 項、第 6 2 条第 1 項並びに前条第 1 項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 6 4 条</p> <p>2～6</p> <p>第 6 5 条</p> <p>2～7</p> <p>8 第 1 1 条、第 1 9 条、第 2 4 条ないし第 2 6 条、<u>第 3 0 条ないし第 3 3 条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第 2 4 条、第 2 6 条、第 3 0 条ないし第 3 3 条の規定は国際高等教育院の特別聴講学生に準用する。この場合において、第 1 9 条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第 2 5 条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第 2 6 条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。</p>